

六戸町告示第143号
令和6年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

市町村名 (市町村コード)	六戸町 (02405)
地域名 (地域内農業集落名)	金矢地区 (金矢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月15日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなってきているため、耕作放棄地が増えしていく可能性が懸念される。畠に関しては、ほぼすべての農地が耕作されている。

- 耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- 10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

【地域の基礎的データ】

田の面積: 80.9ha 畠の面積: 145ha

主な作物: にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん

(2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。

調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	226 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

令和5年度時点での整備事業実施計画はなし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】